

(1) 11 月 11 日 区長会での意見交換 (約 30 分)

- ・「区へ入らなければならない」規定は、現実として難しいためもう少しやわらかい表現でお願いしたい。
- ・別荘が多いため、それが区に入らなければならないとなれば、調整が難しい。
- ・子どもが学校へ入学するときに入り、卒業すればやめる例もあるため考慮してほしい。
- ・住民票がありながら区に入らない人もいるので、検討してほしい。
- ・区長の位置づけや役割も規定してほしい。

小諸市自治基本条例素案 (区に関連する部分)

(用語の定義)

第 3 条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(6) 区 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。

(区の役割)

第 8 条 区は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。

2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。

3 本市に住む人は、第 1 項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。

4 区は、対象地域に住む人の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。

(参加・協働の推進)

第 2 7 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。

3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。

4 市の執行機関は、協働の推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。

(まちづくりにおける連携)

第 2 8 条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。

2 市長は、市民活動団体及び区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行ないます。

3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べることができます。

4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとし、

(2) 小諸市自治基本条例前文

事務局たたき台

私たちの小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。先人たちのたゆまぬ努力のなか、豊かな自然とともに歴史、文化が守り育てられ、多様で個性あふれる地域社会が築かれてきました。

私たちは、このかけがえのない資源を大切にし、社会の発展との調和を図りながら「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちを創造して、次の世代に引き継がなければなりません。

そのためには、地域のことは地域で考え、決定する分権型社会の実現がますます必要となっています。

ここに私たちは、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくることを自治の基本理念とし、自治の更なる発展をめざして小諸市自治基本条例を制定します。

前文の構成

	前文の構成	事務局たたき台
A	市の概観	私たちの小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。
B	市の歩み	先人たちのたゆまぬ努力のなか、豊かな自然とともに歴史、文化が守り育てられ、多様で個性あふれる地域社会が築かれてきました。
C	次世代への責任	私たちは、このかけがえのない資源を大切にし、社会の発展との調和を図りながら「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちを創造して、次の世代に引き継がなければなりません。
D	自治の潮流	そのためには、地域のことは地域で考え、決定する分権型社会の実現がますます必要となっています。
E	自治の基本理念	ここに私たちは、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくることを自治の基本理念とし、
F	制定の目的	自治の更なる発展をめざして小諸市自治基本条例を制定します。

条文素案（目的部分）

（目的）

第1条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の発展をめざすことを目的とします。